

平成 21 年度予算編成方針

平成 19 年度の決算（普通会計）は、地方公共団体の財政健全化に関する法律が施行されたことに伴い、健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）4 指標が公表されたところである。その結果、いずれの指標とも早期健全化基準を下回ったところであるが、実質公債費比率は 20.3%となっており、地方債発行にあたり県知事の許可が必要となる 18%を依然として超えており、今後しばらくは、高水準で推移することが見込まれ、引き続き、慎重な財政運営が必要とされているところである。

また、平成 20 年度においては、地方債の元利償還費、社会保障費などの増加が見込まれる一方で、景気の後退による市税収入の伸び悩みなどにより、大幅な財源不足を生じる見込であり、この穴埋めとして財政調整基金等を多額取り崩して予算編成をしているところである。

このような状況のなか、平成 21 年度の予算編成にあたっては、第 1 次総社市総合計画（前期基本計画）に定めた総社市の将来都市像【地域・文化・自然が支える心豊かな生活交流都市】を基本方針とし、『実施計画』等の内容を指針とするが、学校施設の耐震化や高梁川新架橋整備など新たな社会基盤を進めるなかで、景気の後退による市税の減収、国・県の合併補助金の終了や県の財政構造改革プランの影響などにより、大幅な財源不足が見込まれるため、なお一層の財政の健全化に向けた予算編成をする必要があり、特殊事情を除き、一般財源ベースで、平成 20 年度当初予算額を要求の上限とするものである。

記

- ① 当初予算は年間総合予算として編成するもので年度途中の補正予算での追加計上は原則行わないので、見積りに当たっては年間見通しに基づき計上漏れのないようすべてのものを計上すること。
- ② 事務事業の計画に当たっては、市民ニーズを的確に把握するとともに、経費が住民の税金等によって賄われているとの原点に立ち、成果志向、結果重視を念頭に置いたものとし、必要性・緊急性・優先度を十分検討し、重点的に選択すること。
- ③ 所期の目的を達成したものや、社会経済情勢の変化により必要性が減少した既存の事務事業については、徹底した見直しを行うこと。
- ④ 新規の施策や事業の拡充を行うにあたっては、「スクラップ・アンド・ビルド」の原則に立ち既存事業の見直しや振替などにより、必要な財源の確保に留意すること。
- ⑤ 身近な地域に配慮した施策、社会的弱者に配慮した施策、地域格差の是正に係る施策及び少子・高齢社会に対応する施策の着実な推進を図ること。
- ⑥ 各種工事の設計・積算に当たっては、積極的に工事コスト縮減、ランニングコストの低減に取り組むこと。
- ⑦ 大幅な財源不足が見込まれるところであり、市税の収入率の向上、使用料・手数料の適正化に努めるとともに、新たな財源の創設など歳入の確保に積極的に努めること。